

我が国の義務教育課程における 道徳教育のあり方の説明モデル

村越純子

要 旨

筆者は、これまでスペイン科学研究高等会議・人文社会科学研究所を拠点として道徳教育に関する日・西比較研究をすすめてきた。研究成果を報告するなかで、我が国の教育基本法の前文にある「豊かな人間性」と第2条の「自主及び自律の精神」や「公共の精神」との関係や、「我が国と郷土を愛する」という概念などは、スペイン語訳を提示しただけではスペイン人研究者に理解してもらえないという認識にいたった。スペイン社会においては、道徳教育は特定の宗教に基づいて行われるものという考え方が一般的であるため、宗教に基づかずに道徳教育を実施することが可能であるという日本の考え方そのものが、理解され難いのである。そこで本稿では、2019年から位置づけが変わる我が国の義務教育課程における道徳教育のあり方を、「特別の教科 道徳」の根拠法である教育基本法の解釈に基づいて、外国人に分かりやすく説明するモデルを提案した。

キーワード：道徳教育，価値教育，義務教育，教育基本法，個人の尊厳，豊かな人間性，公共の精神

1. はじめに

1958年の学習指導要領の改訂によって「特設」された「道徳の時間」については当初その意義をめぐる論争があったが、やがて義務教育課程においてはだれもが受講する「時間」としてとらえられるようになった⁽¹⁾。この「特設」が2015年には「特別の教科」となる方針が示され、2019年からは週一回の「道徳の時間」が必修の「教科」として全面実施されることになった。位置づけが変わった道徳教育のあり方については、日本人に対してだけでなく、日本を理解しようとする外国人に対してもわかりやすく説明することが求められているだろう。

筆者は上述の問題意識を持ち、2009年度から科

学研究費補助金を得て、我が国の義務教育課程における道徳教育のあり方をスペインのそれと比較分析してきた⁽²⁾。とくにほぼ毎年、スペイン科学研究高等会議（Consejo Superior de Investigaciones Científicas, 通称CSIC）の研究機関の一つである人文社会科学研究所（Centro de Ciencias Humanas y Sociales, 通称CCHS）を拠点に調査を実施し、あわせて同研究所やスペイン国内の大学において成果を報告してきた。必修の「道徳の時間」の正当性に関するこれまでの筆者の報告に対しては、つねに多くの質問や批判的コメントが寄せられてきた。その大きな理由の一つとして、スペイン社会においては子どもにどのような道徳教育を受けさせるかは「親」の裁量に委ねられると考えられていることが挙げられる。

スペインとは考え方を異にする日本の道德教育に関しては、学校教育において必修であるということの正当性を理解してもらうために、学校における道德教育の根拠として、日本の教育基本法の第2条に示された「教育の目標」について図を示してわかりやすく説明することを試みてきた。教育基本法の前文の「豊かな人間性」と第2条の「自主及び自律の精神」や「公共の精神」との関係や、「我が国と郷土を愛する」という概念は、スペイン語訳を提示しただけでは理解してもらえない。スペイン社会においては、道德教育は特定の宗教に基づいて行われるものという考え方が一般的であるため、宗教に基づかずに道德教育を実施することが可能であるという日本の考え方そのものが、理解され難いのである。

このような状況をあらため、日本における道德教育の考え方を理解してもらうために、本稿では、「特別の教科 道德」の根拠法である教育基本法の解釈をもとにして、今後の道德教育のあり方をわかりやすく説明できるモデルの提案を目的とする。そのまえに、第2節ではスペインにおける価値教育の特徴を概観しておく。

巻末には参考資料として、教育基本法第2条の日西対訳（資料1）、中学校学習指導要領道德の日西対訳（資料2）、さらに教育基本法や日本の道德教育について説明した際の質問や批判的コメントの具体的な内容（資料3）を付す。日本の道德教育の特徴を説明するうえでは、日本の学習指導要領の具体的な内容の提示は欠かせないからである。スペイン人研究者、教員、学生を対象とした、筆者が行ったこれまでの国際セミナーにおける報告では、文部科学省のサイトで確認できる学習指導要領にスペイン語対訳を付けた資料を作成し配布した。資料2はそれを手直したものである。また、資料3は、日本の教育基本法や道德教育の在り方を理解してもらうことの難しさがうかがえる資料である。

2. スペインの価値教育のあり方と

スペイン憲法

スペイン憲法（1978年成立の現行法）のなかで教育に関する規定は第27条にあり、そこでは10項目が挙げられている。そのうち第1項から第3項は次のとおりである⁽³⁾。

- ①すべて人は、教育を受ける権利を有する。教授の自由が認められる。
- ②教育は、民主的共生の原則ならびに基本的権利および自由を尊重し、人格をその最大限まで発達させることを目的とする。
- ③公権力は、親がその子に自らの信念に応じた宗教教育および道德教育を受けさせる権利を保障する。

これらの憲法条文によれば、スペインでは学ぶ権利はもとより、教員の自立性が認められているだけでなく、子どもにどのような宗教教育や道德教育を受けさせるかを決める権利は「親」にあることが保障されている。

スペイン社会において「学校の宗教教育」〔Enseñanza de la Religión Escolar〕が認められる根拠の第1として、ローマ教皇庁との「教育に関する国際協定」（1979年）が挙げられる。その第1条には「宗教教育や道德教育の決定権が親にあることを尊重し、あらゆる公教育機関はキリスト教倫理や価値を尊重する。」とあり、これにより道德教育の決定権が「親」にあることが保障されるのである。また第2条には「生徒が宗教を学ぶ権利を保障するため、すべての初等・中等学校はカトリックを教える機会をつくらねばならない。ただし、憲法が個人の信教の自由を尊重しているので、生徒にはカトリックを学ばねばならないという義務はない。」とあるため、義務教育課程ではカトリックに基づく宗教科目をおくことが可能となっている。

1992年になると、スペイン社会において「著し

く定着」した宗教として、プロテスタント、イスラム教、ユダヤ教が選ばれ、それぞれの教団と新たに「協約」が結ばれ、これらの宗教による「学校の宗教教育」が行われるようになった。スペイン社会においては、「公教育における宗教的中立性」を様々な宗教教育の可能性ととらえているのである⁽⁴⁾。

「親」が道德教育の決定権を有すると考えるスペイン人研究者からは、「児童の権利に関する条約」を批准している日本で、道德教育が必修教科となることに疑問が投げかけられたこともある⁽⁵⁾。当該条約の第5条には「締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。」⁽⁶⁾と示されている。この第5条に基づけば、道德教育をするのは「親」の権利なので、学校で道德教育を必修化するのであれば、それは個人の価値への「国家による介入」となるのではないかという指摘がなされたのである。

2000年に公布された「欧州連合基本権憲章」の第14条第3項には「民主主義的原則の尊重の下に、教育施設を設立する自由、ならびに自己の宗教的、哲学的および教育的信念に従って子どもの教育と授業を確保する両親の権利は、このような自由および権利の行使について定める各国の法律に従って尊重されるものとする。」⁽⁷⁾と示されている。スペインに限らず、欧州においては道德教育の権利は「親」にあるとの合意形成がなされているのである。

憲法に基づいて自治州国家体制をとるスペインでは⁽⁸⁾、国家への帰属意識の強化を目的とした愛国心教育は受け入れがたいものであることに配

慮する必要もある⁽⁹⁾。日本において道德教育が必修教科となることを、個人の価値への「国家による介入」ととらえる外国人に対して、日本が目指そうとする道德教育の性格についてどのようにわかりやすく説明するかが、グローバル社会における日本の早急の課題である。

3. 日本の教育基本法と義務教育課程の「特別の教科 道德」との関係

上述した課題に答えるため、以下では、日本がめざそうとする道德教育の在り方を外国人にもわかりやすく説明する可視化モデルを提案する。

義務教育課程において「道德」を教科として必修化できる根拠をわかりやすく説明するためには、まず教育基本法のなかの道德教育に関わる中心概念として挙げられている、日本国民の「豊かな人間性」(教育基本法・前文)、「知・徳・体」(第2条第1項)、「自主及び自律の精神」(第2条第2項)、「公共の精神」(第2条第3項)という三者の間の関係を示す必要があろう。そこでは、まず「豊かな人間性」は「個人」(一人一人の人間)が尊重され育まれるもので、国家に強要されるものではないことが確認されなくてはならない。教育基本法の前文には「個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期する」とある。大前提として憲法第13条にある「個人の尊厳」が挙げられたうえで「豊かな人間性」を備えた「人間の育成を期する」とされているからである。第2条第1項に示された「知・徳・体」については、「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと」のなかで、「知・徳・体」のバランス(調和)が目指されていることが強調されるべきである。このバランス(調和)については、「豊かな人間性」

の支柱となる円錐として示すことができる（図1 参照：円錐として示す理由は後述）。

図1 「豊かな人間性」の支柱となる円錐
（円錐を真上からみたイメージ）



第2条第3項に示された「自主及び自律の精神」と、第2条第4項の「公共の精神」については、それらをひとつにまとめて図2のように描くことができる。図2では丸いボールにたとえられた「豊かな人間性」が、一人一人の人間の「自主及び自律の精神」を養う方向と、社会の一員としての「公共の精神」を養う反対方向からなるシーソーのうえでバランスをとって乗っている。シー

ソーのうえで、ボールが落ちないように「個性の尊重」と「社会貢献」との間で調和をとりつつ「知・徳・体」の支柱に支えられて、人間性を豊かにするというイメージである。このイメージを具体的に説明すれば次のとおりである。自立した一人一人の人間が、社会のどの次元（家庭、地域、国家、地球規模）においても「個性の尊重」と「社会貢献」との「バランス（調和）」を考えて「知・徳・体」を獲得するがゆえに、極端な個人主義や集団主義に偏ることなく「豊かな人間性」を育むことができる、という説明である。

このボールとシーソーのたとえによって、第2条第5項に示された、「我が国と郷土を愛すること」と「他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与すること」についてもわかりやすく説明できる。

「我が国と郷土を愛する」こと的前提には「我が国をよく知る自分」すなわち「日本人」があり、また「他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する」には、国際貢献（地球規模で貢献）

図2 「教育の目標」の説明モデル①

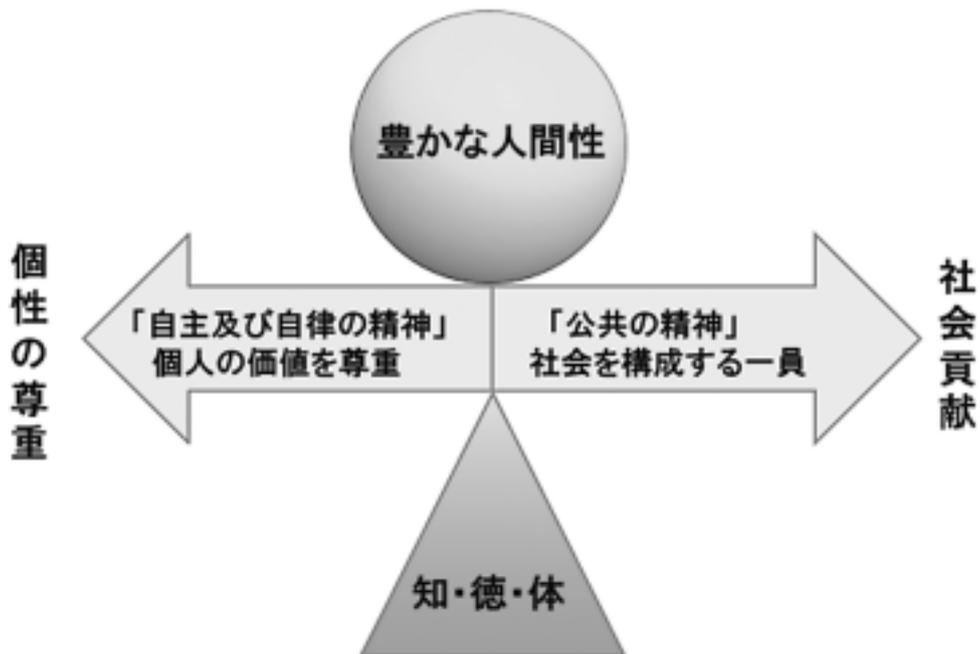


図3 「教育の目標」の説明モデル②



を行う「グローバル・シティズン」としての自分が存在しなくてはならないと考えることができる。図3に示すとおり、自分のアイデンティティのよりどころの一つとして「日本人」としての自分を考えて行動するという方向と、「グローバル・シティズン」としての自覚をもって行動するという方向との間でバランス（調和）をとることで、自分らしい「豊かな人間性」を模索すると説明できる。

このような「個人」によって創り出される「社会」が、「個人」にとって住みやすい「国家」を創ることになる。可視化モデルに基づいた説明によって、義務教育課程の「道徳科」は「個人の価値」の尊重、さらには「個人の尊厳」に基づくものであるなど、同教科に対する理解の深化がはかれるはずである。

資料1. 教育基本法第2条 (Ley Orgánica de Educación, artículo 2) の日西対訳⁽¹⁰⁾

<p>教育の目標 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。</p>	<p>Los objetivos de la educación Para alcanzar las metas antes mencionados, la educación se tiene que llevar a la práctica de forma que se logren los siguientes objetivos, a la vez que se respeta la libertad académica:</p>
<p>一 幅広い知識と教養を身につけ、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。</p>	<p>1 promover la adquisición de un amplio conocimiento y cultura, buscar la verdad y cultivar la sensibilidad y el sentido de la moralidad, a la vez que desarrollar un cuerpo sano.</p>
<p>二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自立の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。</p>	<p>2 desarrollar las habilidades de los individuos respetando su valor y cultivando su creatividad; promover un espíritu de autonomía e independencia; fomentar la actitud de conceder importancia al trabajo y enfatizar la relación entre el trabajo y la vida.</p>
<p>三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。</p>	<p>3 cultivar la actitud de valorar la cooperación y el respeto mutuo, la igualdad entre los dos sexos, la justicia y la responsabilidad, también promover una contribución activa a la configuración y el desarrollo de la sociedad, basándose en la moral pública.</p>
<p>四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。</p>	<p>4 cultivar la actitud del respeto a la vida, el cuidado de la naturaleza y la contribución a la conservación del medio ambiente.</p>
<p>五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。</p>	<p>5 cultivar una actitud de respeto hacia nuestra cultura y tradiciones, el amor por el país y la región donde se criaron, también fomentar el respeto por otros países y el deseo de contribuir a la paz y el desarrollo de la comunidad internacional.</p>

資料2. 日本における中学校の道徳に関する学習指導要領の内容の日西対訳⁽¹¹⁾

Los contenidos de las pautas del gobierno para enseñar la educación moral en la escuela secundaria elemental en Japón

道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は次のとおりとする。	Los contenidos de la educación moral que se abordan a través de una serie de actividades educativas en los colegios, centrándonos en las clases de educación moral, se plantean de la siguiente manera:
1 主として自分自身に関すること	Puntos principales en lo referido a uno mismo
1-1 望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け調和ある生活をする。	Adquirir un comportamiento adecuado, promover la salud mental y física, y llevar una vida equilibrada ejercitando la templanza e intentando tener el control de uno mismo.
1-2 目標を目指し、希望と勇気をもって着実にやり抜く強い意志をもつ。	Intentar buscar un objetivo más alto, y tener una voluntad firme y perseverante para cumplir ese objetivo con esperanza y coraje.
1-3 自律の精神を重んじ、自主的に考え、誠実に実行してその結果に責任をもつ。	Valorar la autonomía y tener un pensamiento independiente, actuar con honradez, y responsabilizarse de las consecuencias.
1-4 真理を愛し、真理を求め、理想の現実を目指して自己の人生を切り拓いていく。	Amar y buscar la verdad, y explorar la vida con el objetivo de realizar un ideal.
1-5 自己を見つめ、自己の向上を図るとともに、個性を伸ばして充実した生き方を追求する。	Reflexionar sobre uno mismo, intentar mejorar las capacidades, buscar una vida sustanciosa cultivando la individualidad.
2 主として他の人とのかかわりに関すること	Puntos principales en lo referido a la interacción con otras personas
2-1 礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとる。	Entender el significado de la cortesía y los modales, hablar y comportarse adecuadamente dependiendo de la situación.
2-2 温かい人間愛の精神を深め、他の人々に対し思いやりの心をもつ。	Cultivar el espíritu del amor humano, y tener un alma comprensiva con otras personas.
2-3 友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励まし合い、高めあう。	Comprender el valor de la amistad, tener amigos en los que tener total confianza, animarse y enriquecerse mutuamente.
2-4 男女は、互いに異性についての正しい理解を深め、相手の人格を尊重する。	Reconocer que ambos sexos deberían alcanzar un mayor entendimiento y respetar la personalidad del otro.
2-5 それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなもの見方や考え方があることを理解して、寛容の心もち謙虚に他に学ぶ。	Respetar la individualidad y las posturas de cada persona, entender que existen varios puntos de vista y formas de pensar, y aprender de los demás con tolerancia y humildad.

2-6 多くの人々の善意や支えにより、日々の生活や現在の自分があることに感謝し、それにこたえる。	Apreciar que la vida cotidiana y uno mismo se componen del apoyo y de la buena voluntad de mucha gente, y corresponderlos.
3 主として自然や崇高なもののかかわりに関すること	Puntos principales en lo referido a la relación con la naturaleza y lo sublime
3-1 生命の尊さを理解、かけがえない自他の生命を尊重する。	Entender el valor de la vida y respetar la vida inreemplazable tanto la de uno mismo como la de otras personas.
3-2 自然を愛護し、美しいものに感動する豊かな心を持ち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深める。	Tener un alma rica capaz de amar la naturaleza, quedar impresionada por la belleza, y fomentar el respeto y sobrecogimiento hacia las cosas que sobrepasan a los seres humanos.
3-3 人間には弱さや醜さを克服する強さや気高さがあることを信じて、人間として生きること喜びを見出すように努める。	Confiar en que los humanos tienen fuerza y nobleza para superar la debilidad y la fealdad, luchar por encontrar la alegría en la vida del ser humano.
4 主として集団や社会とのかかわりに関すること	Puntos principales en lo referido a la relación con el grupo y la sociedad
4-1 法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める。	Entender el significativo de la ley y las normas, seguirlas, e intentar aumentar el orden y la disciplina de la sociedad, respetando los derechos de uno mismo y de los demás, y cumplir con las obligaciones con responsabilidad.
4-2 公德心及び社会連帯の自覚を高め、よりよい社会の実現に努める。	Cultivar la conciencia de la moral pública y el sentido de la solidaridad social, e intentar crear una sociedad mejor.
4-3 正義を重んじ、誰に対しても、公正、公平にし、差別や偏見のない社会の実現に努める。	Intentar crear una sociedad en la que se respete la justicia y no haya discriminación o prejuicios, que sea justa e igualitaria.
4-4 自己が所属する様々な団体の意義について理解を深め、役割と責任を自覚し集団生活の向上に努める。	Promover el mayor entendimiento sobre el significado de los diferentes grupos a los que se pertenece, e intentar mejorar la vida del grupo cumpliendo con el rol y las responsabilidades que uno tiene.
4-5 勤労の尊さや意義を理解し、奉仕の精神をもって、公共の福祉と社会の発展に努める。	Entender el valor y el sentido del trabajo, y esforzarse por el bienestar público y por el avance de la sociedad mediante el espíritu de servicio.
4-6 父母、祖父母に敬愛の念を深め、家族の一員としての自覚をもって充実した家庭生活を築く。	Fomentar el amor y el respeto hacia los padres y abuelos, y buscar una vida familiar sustanciosa tomando conciencia de ser un miembro de la familia.
4-7 学級や学校の一員としての自覚を持ち、地域社会の教師や学校の人々に敬愛の念を深め、協力してよりよい校風を樹立する。	Tomar conciencia de ser un miembro de la clase y el colegio, fomentar el amor y el respeto hacia los profesores y miembros del colegio, y mejorar cooperativamente las características del colegio.

<p>4-8 地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬と感謝の念を深め、郷土の発展に努める。</p>	<p>Amar la provincia propia tomando teniendo conciencia de ser un miembro de la comunidad, aumentar la estima y la gratitud hacia nuestros predecesores y personas mayores que trabajaron para la sociedad, e intentar contribuir con la provincia propia.</p>
<p>4-9 日本人としての自覚をもって国を愛し、国家の発展に努めるとともに、優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献する。</p>	<p>Amar Japón y luchar porque nuestra nación avance teniendo conciencia de ser japonés, y contribuir a la creación de una cultura nueva conservando las tradiciones más significativas.</p>
<p>4-10 世界の中の日本人としての自覚をもち、国際的視野に立って、世界の平和と人類の幸福に貢献する。</p>	<p>Tomar conciencia de uno mismo como un ciudadano japonés en el mundo, contribuir a la paz y la felicidad humana desde un punto de vista internacional.</p>

資料3. 教育基本法の説明後の討論会の事例（日西対訳）⁽¹²⁾

—マドリード・コンプルテンセ大学教育学部社会学専攻主催セミナー

Prof. David Reyero García: En España el tema de la educación para la ciudadanía es tan polémico, o ha sido tradicionalmente tan polémico. Al principio, cuando era asignatura alternativa a la religión era polémico que estuviese en ese lugar. Hay muchas maneras de explicarlo, pero voy a tratar de dar tres razones que explican esa polémica.

La primera de las razones. Cuando se promulgaron los derechos humanos, atribuida a un filósofo francés, Jaques Maritain, que dice algo así como..., “estamos de acuerdo con estos derechos, con los derechos humanos, con la condición de que nadie nos pregunte por qué estamos de acuerdo”. Mucha gente ha interpretado esta asignatura como un intento del gobierno por decir por qué estamos de acuerdo con los derechos humanos. Mucha gente piensa que eso es intrusivo, que el estado no puede dar razones, sólo puede decir lo que es legal. Porque cuando da razones, cuando dice por qué estamos de acuerdo, está negando el pluralismo. Está yendo más allá de la neutralidad que el estado debe tener en cuestión de valores. Esto es según la opinión de aquellos que más se han resistido a esta asignatura. Para muchos esta asignatura primaba una interpretación de los derechos basada en el positivismo jurídico, y negaba la interpretación de los derechos basada en ins-naturalismo. ¿Por qué el estado hizo una asignatura?, ¿cuál fuera justificación que utilizó el estado para hacer una asignatura de educación cívica? Una orden de la Unión Europea, una recomendación, porque en educación la Unión Europea sólo hace recomendaciones. Una recomendación de la educación europea era fomentar la educación cívica. ¿Por qué? Porque muchos jóvenes no participan a la manera tradicional en los sistemas políticos, votan poco. Algunos dirían que mal. En fin, no participan en instituciones tradicionales, partidos políticos, sindicatos, o participan poco y la Unión Europea creía conveniente mejorar esos sistemas de participación. No hay discusión esencial sobre este asunto. Por ejemplo, nadie se oponía la asignatura pensando en que... O sea, es legítimo que el estado

ダビ・レジェロ・ガルシア（マドリード・コンプルテンセ大学助教授、以下レジェロ、敬称略）：スペインではシテイズンシップ教育教科で扱われるテーマをめぐって論争が起こっており、（現在だけではなく）以前から物議を醸していました。当初、シテイズンシップ教育教科は宗教教科に代わる二者択一のものでした。いろいろな説明の仕方がありますが、この議論を理解するための3つの理由を挙げて説明します。

まず、1つ目の理由です。人権宣言がなされたときに⁽¹³⁾、フランスの哲学者、ジャック・マリタン（1882-1973）⁽¹⁴⁾は次のように述べました…。マリタンは、「わたしたちはこれらの人権について、疑問の余地がない場合に同意する」⁽¹⁵⁾と述べました。多くの人は、シテイズンシップ教育教科を、世界人権宣言になぜ同意するのかについて政府が説明しようとするようなものだと解釈しました。また多くの人は、それは「国家による介入」と考えています。というのも、国家は法的なことについてのみ言及できるだけで、道理を述べることはできないはずだからです。国家が道理を述べる場合、だれもがそれに同意していなければならないので、国家が道理を述べるということは多元主義を否定することになります。国が「価値」を問題にするさいにもつべき中立性を逸脱しています。これがシテイズンシップ教育教科に反発してきた人たちの意見です。多くの人々にとって、この教科は司法上の実証主義に基づく人権の解釈を普及させるもので、自然法に基づく人権の解釈を否定するものでした⁽¹⁶⁾。どうして国はこの教科を設置したのでしょうか。国がシテイズンシップ教育教科を設置する根拠は何でしょうか。欧州連合による決定であり、推奨です。欧州連合は教育において推奨することしかできませんから。ヨーロッパの教育においてシテイズンシップ教育を促進するよう呼びかけがありました。なぜ

diga, “las votaciones se hacen cada cuatro años”, “los sistemas de representación son estos”, y “cómo funciona el mecanismo de representación”. Por ejemplo, parece lógico que un estudiante de secundaria sepa que en España la gente no elige al presidente del gobierno, elige a los diputados, que luego eligen al presidente del gobierno. Sin embargo, la asignatura hacía más cosas. Y, hacía más cosas apoyada en la propia Constitución Española. Todo el conflicto de la educación cívica está ya en la raíz, en cómo se hizo la Constitución Española y el artículo 27. Esto, por supuesto, una interpretación mía, que no es obligatorio firmar. ¿Que decía el artículo 27 de la Constitución Española? El artículo 27 de la Constitución Española define lo que es la educación. Y lo define de una manera parecida a Japón. La educación es el pleno desarrollo de la personalidad humana. Y, el estado es el garante de la educación. El problema es que, si tú eres un garante de la plenitud, tienes que definir la plenitud o al menos tienes legitimidad para definir lo que es plenitud. Y, todo forma parte de la plenitud. La dimensión afectiva, la dimensión moral, la dimensión pública, todo.

でしょう。なぜなら、若者の多くは政治システムに伝統的な方法で参加をしないからです。投票がきわめて少ない。もしくは若者たちは誰に投票するべきかを知らないという見方もあります。要するに、若者は従来の政治システム、つまり政党や労働組合へ参加しない、もしくはほとんど参加しません。そのため欧州連合は、政治システムへの参加を促すのに都合がよいと考えたわけです。この件に関しては議論が行われていません。例えば、誰も反対しないこのシティズンシップ教育教科の内容…、すなわち、「投票は4年ごとに行う」、「代表を決めるシステムはこうする」、「代表を決める手順はこのようにする」などについて国家が説明することは妥当と言えます。例えば、スペインでは人々が内閣首相を選ぶのではなく国会議員を選び、その後国会議員が内閣首相を選ぶということを中学生が知っておくのは当たり前のことだと思います。しかし、シティズンシップ教育教科ではそれ以上のことを教えました。スペイン憲法をよりどころとして、妥当と思われた内容以上のことを教えたのです。シティズンシップ教育教科についてのあらゆる対立の根本は、スペイン憲法とその第27条がどのように定められているかというところにあります。これは、もちろん私の解釈です。同意していただけない人もいるでしょう。憲法第27条は何を述べているのでしょうか。憲法第27条は、教育とは何かということを定義しています。そして、そこで定義された内容は日本のものと似ています。教育は人格をその最大限まで発達させることであるとあります。そして、国はその教育を保障しています。問題は、もし「最大限まで」ということを保障するなら、何がどこまで「最大限」なのかを定義しなければなりません。少なくとも「最大限」を定義することに合法性はあります。それから、感情的次元、道徳的次元や、公共的次元のすべてのことがその「最大限」のなかに含まれています。

<p>Murakoshi: El garante es el gobierno español, ¿verdad?</p>	<p>村越：スペイン政府が教育を保障するのはですね？</p>
<p>Reyero: Sí, el gobierno español. Sí, bueno, el gobierno, entendido en sentido amplio, el gobierno, comunidades autónomas, todos los que intervienen en la educación. Después hablo de las comunidades autónomas un poco. La Constitución también define o garantiza que los padres pueden elegir la formación religiosa y moral que quieran para sus hijos, no sólo religiosa, también la moral. La Carta Europea de los Derechos Humanos dice que los padres pueden elegir no sólo por convicciones morales o religiosas, sino también filosóficas, e incluso dice la Carta, pedagógicas. La realidad es que entonces en la Constitución hay una definición densa de lo que es la educación, desarrollo pleno, o sea, una definición en la que cabe todo, y dos garantes diferentes. Ahí, se define de la libertad de elección. Se regula de alguna manera, también la libertad de elección. Entonces en la Constitución Española hay una fuente de conflictos porque hay dos garantes diferentes, el estado y los padres, que pueden entrar en conflicto, algunas veces.</p>	<p>レジェロ：はい，スペイン政府です。はい，広い意味での，（国の）政府，自治州政府，教育に関与しているすべての公的機関です。後で，自治州政府について少し話します。スペイン憲法は，<u>親が自分の子どもに望む宗教教育および道徳教育，つまり宗教だけではなく道徳についても決めることができることを定義し，それを保障しています。「欧州連合基本権憲章」⁽¹⁷⁾には，親は宗教的および道徳的な信念を選ぶことができるだけではなく，哲学的小および教育的信念さえも選ぶことができると書かれています。教育についての憲法の定義は込み入っており，人格をその最大限まで発達させることであるとすると，あらゆることを内包する定義で，2つの異なるものを保障しています。そこには「選択の自由」が定義されており，「選択の自由」は規制されています。つまり，<u>スペイン憲法は「国」と「親」という2つの異なるものを保障しているため，スペイン憲法に「国」と「親」の対立をもたらすような原因があります。</u></u></p>
<p>Murakoshi: En Japón los colegios imparten educación moral. Pero en España, ¿no se puede hacer así?</p>	<p>村越：日本では学校が道徳教育を引き受けるわけですが，スペインではそれが成り立たないということですか？</p>
<p>Reyero: Sí, se puede. El problema es que la distinción entre la esfera pública y la privada no es tan fácil, a veces. Hay muchos padres que creen que hay cosas públicas que interfieren en lo que es convicciones privadas. O sea, dónde acaba la convicción pública y convicción privada. Yo creo que es un debate sobre los límites del pluralismo y sobre la neutralidad ideológica del estado. En la asignatura el estado, a través del diseño de la asignatura, no solamente habla de lo legal, sino que también habla de lo bueno.</p> <p>Voy con el tercer punto de conflicto. En Japón lo hemos visto como en casi todos países occidentales, una de las finalidades de la educación es fomentar la identidad nacional. Promocionar el orgullo de sentirse miembro de esa nación. En Japón es una de las finalidades de la educación cívica, lo hemos</p>	<p>レジェロ：できます。問題は，場合により，<u>公的領域と私的領域の区別が難しい</u>ということ。公的な事柄が個人の信念に干渉していると考える親が多く，すなわち，<u>公的に正しいとされていることと私的に正しいと信じることはどこで線引きできるのか，</u>ということ。またそれは）<u>多元的共存の限界と国家がイデオロギー的に中立であることについての議論をもたらすことになる</u>と思います。シティズンシップ教育教科のカリキュラムを通して，<u>国家は法的なことだけではなく，「善」についても扱うから</u>です。</p> <p>では，3番目の議論の焦点について話します。先ほども見たように，日本は，西洋のほとんどの国の場合と同じく，</p>

<p>visto. Pero en España eso es más complicado porque en España hay, primero, diversos sentimientos nacionales en conflicto, hay separatismos. Distintos nacionalismos, hay partes del país que quieren dejar de pertenecer al país.</p>	<p>教育の目標のうちの1つはナショナル・アイデンティティを育成することです。その国の一員であると感じることに誇りをもつことを促すことです。日本では、それが市民教育の目標のうちの1つです。先ほど見ましたね。しかし、<u>スペインでは日本よりも事情は複雑です。なぜなら、スペインでは、第一に、異なる自国感情が衝突を引き起こしており、分離主義の問題もあります。異なる自国感情とは、国の一部の地域で国の所属から抜けて独立したいということです。</u></p>
<p>Murakoshi: ¿Por ejemplo, el País Vasco?</p>	<p>村越：例えばバスク地方のことですか？</p>
<p>Reyero: (El profesor afirma con la cabeza) Cataluña, parte de Galicia, quizás. Suelen ser las comunidades que tienen lengua propia. Entonces, eso hace que el estado central sea muy cuidadoso, cuando a la hora de fomentar la identidad nacional para no molestar a nadie. Eso influye junto con otra cosa que lo comentaría un poquito, eso influye en cómo se trata la bandera, por ejemplo, aquí no hay ceremonias de izada de la bandera, ni... eso no existe en las escuelas españolas. Existen... si se ponen las banderas en los edificios públicos. Pero no hay ceremonial de canto de himno, izada de la bandera. Una de las razones es esa confluencia de muchos sentimientos nacionalistas distintos, y otra, es también, tiene que ver, yo creo, con la Guerra Civil. No, no estamos en Guerra Civil, no. Pero hay sentimientos profundos, todavía bastante encontrados en amplias capas de la población. Hay una desconfianza radical, más allá de la ideología entre la derecha y la izquierda, digamos, en varios planos de la sociedad. Y eso influye también en la concepción de la educación para la ciudadanía, y los debates en torno a la educación para la ciudadanía. Precisamente se va a cambiar ahora, la educación para la ciudadanía. Se va a hacer más cercana al derecho, a la legislación, al funcionamiento del estado, más que a otro tipo de aspectos. Esto es lo que parece, pero...</p>	<p>レジェロ：(うなづく) カタルーニャ地方やガリシア地方の一部も、おそらく。独自の言語を持っている自治州が相当します。そういうわけで、ナショナル・アイデンティティを育成する際に、中央政府はどこにも不都合をもたらすことがないように特に注意を払うことになります。これらのことに加えて、ここではコメントをしない別の要因もあり、それらが国旗の扱いに影響を与えています。例えば、国旗掲揚の式典はありませんし…、スペインの学校では(国旗掲揚を)行いません。公的機関の建物には国旗を掲げますが、国歌斉唱や国旗掲揚の儀式はありません。その理由の一つには、いくつもの異なる自国感情が存在していること、他の理由としては、市民戦争に関係があると私は思います。もちろん、市民戦争はもう終わっていますが、まだ深い感情が残っていて、何世代にもわたって衝突は続いています。右や左といったイデオロギーを超えた、根本的な不信感があり、様々な社会の側面に現れます。それがシティズンシップ教育というコンセプトやそれについての議論にも影響を与えています。ちょうど今、シティズンシップ教育教科は変わるところです。権利、法制化、国家の機能などにより重点を置くように変更します。そのように思われますが…。</p>

<p>Murakoshi: Es decir, el sistema educativo no es independiente de la política del gobierno, ¿es así?</p>	<p>村越：つまり，教育制度は政権から独立していないということですか？</p>
<p>Reyero: No, el sistema educativo depende del Ministerio de Educación, que depende del gobierno.</p>	<p>レジェロ：独立していません。教育制度は教育科学省次第であって，つまりは政権によります。</p>
<p>Prof. Mariano Fernández Enguita: Es que el caso del Japón no cambia el gobierno.</p>	<p>マリアノ・フェルナンデス・エンギータ（マドリード・コンプルテンセ大学教授，以下，敬称略）：日本では政権が変わりません。</p>
<p>Reyero: Sí, ha cambiado hace poco, tiene una sociedad... Es que es una sociedad, Japón es una sociedad mucho más coexionada que España. España es más convulsa. (Ruido de fondo, varios comentarios entre mezclados.)</p>	<p>レジェロ：日本の社会は最近変わってきました。日本はスペインよりもずっと結びつきが強い社会です。スペインの政権は激変します。（会場ざわめく）</p>
<p>Participante A: El hecho es que Japón tiene un sistema más centralizado que el español, porque, en Japón, la educación la dicta el gobierno central, y no interviene nadie más. En España tenemos un estado descentralizado. Tenemos la idea política y luego cada cual interpreta cómo aplicarla.</p>	<p>聴講者A：日本はスペインよりも中央集権の構造を持っていることは事実です。なぜなら，日本では中央政府が教育に関する指示を出し，他に何の干渉も受けません。一方，スペインは中央集権国家ではありません。共有された政治的思想があり，その後，どのように現実に適用できるかをそれぞれが考えます。</p>
<p>Enguita: Una preguntita sobre Japón. Si aquí hubiera venido alguien del Ministerio de Educación de este o del anterior a explicar la educación para la ciudadanía o la educación de los ciudadanos en general, nos habría explicado que existe un equilibrio entre lo colectivo y individual, etc., la periferia entre el estado y la sociedad civil, entre las creencias y... materias que..., nos lo habría explicado en terminos de equilibrios, como has hecho tú, ¿no? Ahora la pregunta es, ¿hasta dónde?, ¿hasta qué punto es así?, ¿no? porque Japón, desde el punto de vista europeo y occidental, sería por ejemplo una sociedad... Yo la conozco y me parece admirable en muchos aspectos, pero lo veríamos como una sociedad un poquito desequilibrada hacia lo colectivo. No como un ejemplo de una sociedad equilibrada. En segundo lugar, veríamos también un difícil equilibrio entre el nacionalismo y la actitud hacia el mundo. Es decir, los holandeses los vemos como un país muy abierto, global, estas cosas, pero a Japón no tanto. A mí me parece que los sindicatos de los profesores, por ejemplo, la cosa no está tan clara.</p>	<p>エンギータ：日本について少し質問があります。もし今か少し前の日本の文部科学省の誰かが来て，シティズンシップ教育の話や市民教育一般の話をしたならば，集団と個人のバランスがあるとか，国と社会をめぐる状況だとか，信条，教科などについてあなた（村越）が説明したようにするでしょう。そこで，質問です。それでどうなりましたか？現実にはどうなっていますか？私は日本社会をよく知っているし，称賛に値することはたくさんあると思います。けれども，ヨーロッパや西洋の視座からみると，日本社会は社会としては集団のほうに偏っていて少しバランスを失っているように思われます。バランスのとれた社会とはいえません。2つ目は，愛国心と世界に対する姿勢についても，バランスを保つのが難しいように見受けられます。オランダの場合は，国として開放的でグローバルであるようにみえますが，日本はそうにはみえません。 例えば，日本の教員組合については何</p>

<p>Es decir que, los sindicatos de profesores han suscitado varias veces la polémica sobre el revisionismo la historia japonesa. Y han criticado los manuales por ser nacionalista, por no hablar de la guerra, etc. Bueno, la pregunta es la siguiente. Eso está bien, pero, ¿cuál es la línea de conflicto o de debate en torno a esto?</p>	<p>だか釈然としません。というのも、教員組合は何度も日本の歴史における修正主義について物議を醸していますね。戦争について扱わないということや国家主義的だとして教科書を批判しています。質問は次の通りです。それはそれでいいのですが、これらをめぐる議論や意見の衝突はどのような傾向にありますか？</p>
<p>Murakoshi: Hay diferencias en la autoridad de los profesores entre España y Japón. En España la libertad de cátedra está garantizada por la Constitución.</p>	<p>村越：スペインと日本では、教員の自立性においてちがひがあります。スペインでは、教員による教授の自立性が憲法で認められています。</p>
<p>Reyero: Libertad de cátedra, tiene.</p>	<p>レジェロ：教授の自由があります。</p>
<p>Murakoshi: El sindicato más antiguo y grande como una organización es el Sindicato del Profesorado Japonés, aunque este sindicato no es una persona jurídica. Es decir, no es una organización que está capacitada por la ley, y que pueda ser sujeto de derecho y deber. Desde la fundación en 1947, el Sindicato del Profesorado Japonés tenía un intenso conflicto con el Ministerio de Educación. Sin embargo, cambiaron su posición respecto al Ministerio, volviéndola más conciliadora en 1995. Muchos japoneses lo entienden como una “reconciliación histórica”. En Japón cambió la Ley Fundamental de la Educación en 2006 e introdujó el sistema de renovación de licencia del profesorado en 2009. Para mantener un alto nivel del profesorado, esta ley revisa la capacidad y disponibilidad que se requiere. Revisa la licencia cada 10 años para renovarla. Sin duda, hay una fuerte crítica sobre la parte nueva del artículo 9 del profesorado en la renovada Ley Fundamental de la Educación.</p>	<p>村越：日本の教員組合のなかでもっとも歴史が長く、組織的にみてもっとも大きいのは「日本教職員組合」です。しかしこの「日本教職員組合」には法人格がありません。つまり、法律により権利能力が認められて、権利義務の主体となることのできる団体ではありません。1947年に誕生した「日本教職員組合」はそれ以後、文部省と激しく対立してきましたが、1995年には当時の文部省との協調路線へと方針転換を表明しました。多くの日本人はこれを「歴史的和解」と理解しています。日本では、2006年に教育基本法が改正され、さらに2009年からは教員免許更新制度が導入されました。これにより教員に求められる高度な資質や能力を維持するために、教員の資格は10年ごとにチェックされ、更新されることになります。もちろん、改正教育基本法第9条に示された教員に対する新たな規定に対して強い批判がないわけではありません。(以下、省略)</p>

付記：本稿は、日本道德教育学会第85回大会（東京学芸大学、2015年6月28日）における個人報告「我が国の義務教育課程における道德教育のあり方－スペインの価値教育研究からの提案－」の内容を手直ししてまとめたものである。なお、本稿は科学研究費補助金（基盤研究(C)）研究課題名：スペインの義務教育課程における価値教育の研究－LOMCE法成立後を中心に－（研究代表者：村越純子、研究課題番号：JSPS－16K04742）の成果の一部である。

〔注〕

(1) 「道徳の時間」の「特設」の成立過程については、押谷由夫『「道徳の時間」成立過程に関する研究－道徳教育の新たな展開－』東洋館出版社、2001年、を参照。

(2) JSPS課題番号21530977、研究代表者村越純子、研究課題名：スペインの中学校における「宗教」教科及び「シティズンシップ教育」教科の研究（2009年4月～2012年3月）。JSPS課題番号25381234、研究代表者村越純子、研究課題名：スペインの学校における価値教育の研究－義務教育段階を中心に－（2013年4月～2016年3月）。JSPS課題番号16K04742、研究代表者村越純子、研究課題名：スペインの義務教育課程における価値教育の研究－LOMCE法成立後を中心に－（2016年4月～現在）。

(3) 筆者による仮訳。

(4) 詳しくは、拙稿「スペインの『学校の宗教教育』の概要－その制度的特徴を中心に－」公益財団法人中央教育研究所『研究報告No.81 学校における「宗教にかかわる教育」の研究－日本と世界の「宗教にかかわる教育」の現状－(2)』、2014年、pp. 84-131を参照。

(5) 2015年3月17日に、メリダ・バダホス教区サンタ・マリア・デ・グアダルベ宗教学高等研究所主催セミナー（Casa de la Iglesia, Cáceres, スペイン）において行った招待講演「Value Education in Japanese Educational System」（JSPS-25381234）後の討論会において指摘された。

(6) 外務省による仮訳（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html>）を参照。

(7) 内村國臣、小林勝「（試訳）欧州連合基本権憲章」『中央学院大学法学論叢』第14巻、2001年、pp.316-326を参照。

(8) スペインの自治州国家体制の成立の経緯やその特徴については、立石博高・中塚次郎編『スペインにおける国家と地域－ナショナリズムの相克－』国際書院、2002年を参照。

(9) 拙稿「スペインの義務教育制度におけるシティズンシップ教育教科の位置づけ－LOE法に基づく中学校の学習指導要領の検討を中心に－」『埼玉大学紀要教育学部』第60巻第1号、2011年、pp.33-48を参照。2006年に成立した教育基本法（通称LOE法）に基づく教育制度改革では、国家としての方針と自治州の方針とはズレがあり、自治州のアイデンティティを決めるのは自治州政府であることを指摘した。

(10) 村越純子と小橋さおり（筑波大学非常勤講師、マドリード・コンプルテンセ大学大学院スペイン語学・文学研究科博士課程修了、スペイン語学・文学博士）による仮訳である。

(11) 村越純子と小橋さおり（筑波大学非常勤講師、マドリード・コンプルテンセ大学大学院スペイン語学・文学研究科博士課程修了、スペイン語学・文学博士）による仮訳である。ここでもちいた中学校学習指導要領における道徳

の内容は、「特別の教科 道徳」成立以前の2012年（平成24年）から全面実施されることになったときのものである。

(12) 2012年2月27日のマドリード・コンプルテンセ大学教育学部社会学専攻主催セミナーにおいて行った英語による招待講演（演題は“Amendment to the Fundamental Law of Education and the challenges at Compulsory Education in Japan -Focused on Citizenship Education as Japanese citizens-”）の後の討論会の内容である。同討論会では、はじめに指定討論者Prof. David Reyero García（マドリード・コンプルテンセ大学助教授）がスペインのシティズンシップ教育教科の特徴やそれに対するスペイン社会における評価について説明している。同討論会では、小橋さおり（筑波大学非常勤講師、マドリード・コンプルテンセ大学大学院スペイン語学・文学研究科博士課程修了、スペイン語学・文学博士）が同時通訳を務め、録音データ起こし、邦訳作業に対して協力を得た。

(13) 1948年の国際連合による「世界人権宣言」のこと。

(14) ジャック・マリタンについては、荒木慎一郎「解説 ジャック・マリタン 人と業績」ジャック・マリタン（荒木慎一郎訳）『帰路に立つ教育』九州大学出版会、2005年、pp.139-167に詳しい。ジャック・マリタンの人権概念については、ジャック・マリタン『人間と国家』（創文社、1962年）の「第4章人権」により把握できる。日本の戦後の教育基本法第1条の「人格の完成」を立案した田中耕太郎は、ジャック・マリタンの哲学的影響を受けていると指摘されている。

(15) ここで引用された文には、「『なぜ』という質問とともに議論が始まる」という一文が続いている。厳密には、マリタンは、ユネスコのフランス国内委員会が人権について討議した会議の一つで対立する立場の者が人権リストの草案について同意したのを見て驚いた人の意見として紹介している。（前掲『人間と国家』p.108、参照。）

(16) ジャック・マリタンのいう「自然法」については、前掲『人間と国家』pp.118-135に詳しい。

(17) 「欧州連合基本権憲章」については、内村國臣、小林勝「（試訳）欧州連合基本権憲章」『中央学院大学法学論叢』第14巻、2001年、pp.316-326、を参照。第14条の「教育に対する自由」の第3項の内容を指摘している。

Visualisation of the Main Concepts of the New Moral Education Course, DOUTOKU

Junko Murakoshi

Abstract

Although they claim that DOUTOKU is not derived from religion, Japanese policymakers charged with designing educational curricula seem to have incorporated the moral tenets of several religions in the new moral education course, “DOUTOKU”, which has been scheduled for inclusion in the compulsory education system in 2019. Many Spanish individuals, especially educational sociologists who identify as Catholic, seem to be at a total loss to understand DOUTOKU because they believe that the moral education offered from elementary to high school should be based on only one religion. Indeed, I have noticed differences between Japanese and Spanish individuals in their perspectives on moral education. In this paper, I try to create a conceptual diagram for use in explaining the characteristics of DOUTOKU to Catholic individuals. This diagram is based on an interpretation of the Japanese Fundamental Law of Education that serves as the foundation for DOUTOKU.

Key words: moral education, value education, compulsory education,
Fundamental Law of Education, individual dignity, rich humanity, public spirit